

## オウバーストーンの通貨統制論

深町, 郁弥

<https://doi.org/10.15017/4362514>

---

出版情報 : 経済學研究. 26 (5/6), pp.235-265, 1962-04-25. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# オウバーストーンの通貨統制論

深 町 郁 彌

## 一 は じ め に

一八世紀末から一九世紀前半にかけてのイギリス信用制度の發達に示される近代的信用制度の確立は、銀行制度の面からみれば、イングランド銀行への發券業務の集中と預金業務に專業化した預金銀行の生成、また通貨制度の面からみれば、イングランド銀行券が一般流通へ入り、金屬鑄貨に代替し、一般的流通、支払手段として機能する新たな機能を取得するにいたり、それに対応して資本流通における商品取引は、右の銀行券を差額決済手段——支払手段——とする商業手形(貨幣)、あるいは預金貨幣によって行なわれるにいたるといふかたちであられる。このように中央銀行の銀行券||信用貨幣が国民的流通領域においていわゆる「現金」化すること——それによって中央銀行たることが完成するのであるが——は、その領域内にかんするかぎりでは流通手段(広義の)としての金屬鑄貨の必要が縮減せられたことを意味する。

ところで、言うまでもなく国民的通貨制度の形成は、ブルジョア(近代)國家の成立にともなうところの、國家の貨幣流通にたいする干渉、すなわち法制的措置にもとづく價格の尺度標準の確定、強制、その標準にしたがい、それを実証

する手段としての鑄貨鑄造、流通による一般的流通——その歴史の實在としての世界市場——にたいする国民的流通の独自の領域としての確定にその端を究する。世界市場では価値尺度機能と交換手段機能をそのうちに内的に統一した——それ故に貨幣——一般的等価物となったところの——貴金屬が地金形態であらわれるのにたいし、国民的流通領域では、流通手段としては「国民的制服」をまとった鑄貨があらわれる。鑄貨形態では一般的等価物において内的に統一されていた諸規定のうちの流通手段機能の形態的自立化が開始される。名目と現実内容との分離した価値章標において、この自立化、すなわち機能的定在への転成がなし遂げられる。

信用貨幣——銀行券はその生成の根拠において貨幣の鑄貨機能の直接的代替物たる価値章標とは區別されねばならない。しかしながらそれは「国民的制服」をまとった鑄貨での、あるいは価格の尺度標準にしたがっての貴金屬での支払いを約束されているということにより国民的流通領域を固有の流通領域とするものである。

かかる規定をうけた銀行券がその領域内で鑄貨に代替し流通するにいたるとき、そしてそれがそれ自体のうちにもつ信用規定のゆえに流通必要量の變動に照応しうるものであることによって、価格の尺度標準の確定性を損なわずに流通量の大部分を代替し、国内流通領域の「紙券化」を可能ならしめるものであるゆえに、世界市場にたいする国民的流通領域、あるいは世界貨幣にたいする国民的通貨の独自化は、それに先行する単なる価格の尺度標準の確定、鑄貨、価値章標流通の段階より一段と高度化する。しかしながらいかに独自化されるとはいえ、商品交換の展開は普遍的であり、国民的流通は世界市場の構成契機としてのみ存在する。独自化はその内部での構成契機の相対的独自化でしかない。近代の信用制度の確立の時代はイギリスの歴史的現実が示すように、機械をその技術的基礎として資本制生産が社会全域に拡張し、その飛躍の生産力を基礎として近代的世界市場が形成せられるときである。

ではかかる独自化は具体的にはどのようなふうにあらわれているであろうか。

イングランド銀行券の「現金」化の過程は同行の正貨支払い停止の行なわれた「銀行制限時代」(Bank Restriction Period 1797—1821)における小額券の発行——一七九七年の小額券の発行禁止(一七七七年)の撤廃にもとづく——により同銀行券が流通から姿を消していった鑄貨に代って一般流通で機能し、また地方銀行が銀行券ないしは預金の支払い準備として同銀行券を漸次充当するようになったことから始まる(Cf. A.E. Feaveyear, *The Pound Sterling*, p. 212)。

この趨勢は、一八二六年、三三年の銀行条例の直接の意図が、株式組織の、地方銀行、さらにはロンドン市中銀行への認許によりそれらの信用基礎を強化することにあつたといえ、それが銀行業務としての發券業務と預金業務との制度的分化を促進したこと、さらに同銀行券へ法貨規定を賦与したこと(一八三三年)により、一段と強化される。それにともなつて恐慌期における信用連鎖の中断から生じる貨幣恐慌に対応するために必要とされる同行への「現金」需要は、金鑄貨ではなしに同銀行券によって充足せしめることが可能となる。十八世紀後半にはイングランド銀行は全国的な信用連関——地方銀行のロンドン市中銀行業者(預金銀行およびビル・ブローカー)を媒介しての資金供給、調達あるいは準備金の預託による連関——の頂点に位し、また国民的金属準備の保持者であつたこと、すなわち信用制度の支点たる機能のゆえに、貨幣恐慌のさいには「現金」需要は同行へ殺到したが、その需要は金鑄貨によって充足されねばならなかつた(Cf. Pressnell, *Country Banking in the Industrial Revolution*, p. 75, W. H. B. Coote「イギリス近代經濟史」矢口・荒井・天川訳一〇—一三ページ)。このような状態から、供給される「現金」がイングランド銀行券となることは、その「現金」機能の強化を如実に示している。かかる状態に達することはイングランド銀行の中央銀行化が一段と完成したことを示すものにほかならないが、このようなばあい、同行は国内貨幣恐慌にかんするかぎりには、金屬準

備を顧慮することなしに發券増加によってそれに対応しうるし、またそうすべきであるという中央銀行政策の一つのルールが形成されるわけである。因みに中央銀行政策視点からのいわゆる国内流出 (internal drain) と国外流出 (external drain) の区別の必要性が高調されるのもこの段階においてである。これは国民的通貨の世界貨幣にたいする独自性の高度化の一つのあらわれにはかならない。

ところでさきに触れたように国民的流通領域が世界市場の構成契機としてのみ現実存在しうるものであるかぎり、国民的通貨の世界貨幣からの独自性は相対的なものでしかありえない。したがって商品交換の普遍的性格が歴史的に近代的世界の市場の形成において実現されてくれば、それに対応して、信用制度の形成にもなって独自性が高度となる国民的通貨の世界貨幣への円滑な転換が必然的に確保されねばならない。貨幣の論理的規定に即して言えば、国民的通貨において外化されていた貨幣の諸規定が一般的等価物への転換により再統一されねばならない。すでに鑄造制度のもとであらわれる鑄貨の自由鑄造、溶解、自由輸出は、鑄貨の磨滅あるいは切削からくる名目的金属重量からの実質的重量の分離にもとづくところの鑄貨としての金と価格の尺度標準あるいは一般的等価物としての金とのあいだの機能矛盾を防止し、価格の尺度標準の確定性を保証する法制的措置である。中央銀行信用貨幣 $\parallel$ 銀行券の兌換の法的強制も貨幣制度上の意義においては全く同じに理解さるべきであろう。かくて銀行券の本性に由来する信用規定としての支払い約束 (兌換性) の上には、その「現金」化ともなって貨幣制度上の兌換規定が合一せしめられることになる。ここでは銀行の私的債務履行としての支払いが基礎にあるため、通貨の一般的等価物への転換、それによる価格の尺度標準の確定性の保証は最も効果的に行なわれ、国家の法的強制も最も形式的なものとなっている。因みに一八一六年の貨幣法における金鑄貨の自由鑄造制の最終的確立、一八一九年の熔解輸出禁止 (一五五九年輸出禁止、一五六〇年熔解禁止) の撤

廢、イングランド銀行券の全面的兌換決定 (Resumption 実施は一八二一年) の三つがイギリス金本位制度の確立の指標である。

ところで、このような国民的通貨の一般的等価物——その歴史的事実としての世界貨幣——への転換、形態に即して言えば「紙券」の地金形態への転換を円滑に行なわしめる保証手段としての兌換性の維持は、信用制度の發達とともに国民的金属準備となった中央銀行の金属準備の保有によって確保されることは言うまでもない。そして恐慌期における金流出による金属準備の減少は兌換性、すなわち通貨たる銀行券の金との同一性にたいする危惧としてあらわれる。金流出の原因となるのは、景気変動の一面面にあらわれてくる支払差額の不均衡であるが、國際的商品流通を基盤として信用の國際的連関——國際的信用制度——が緊密に形成されるにいたる近代世界市場の確立する時代には、この信用連関のもつ敏感性 (sensitivity) ——それが恐慌を世界市場恐慌へ發展せしめる重要な契機であるが——のために、かかる時期には一國が他國にたいしてもつ債権—信用の金への転換が生じ、國外流出、金属準備の減少、兌換性にたいする危惧の念を助長することになる。そしてかかる兌換性への疑念が原因となつてさらに転換、流出を促進する。一九世紀前半すでに國際的金融市場たる地位を占めていたイギリスの貨幣制度の不安定性はかかる國際的貨幣恐慌に直接の契機を有すると言えよう。一八二五—六年あるいは一八三八—九年における事態の進展はこのことを示している。たとえば、「一八三九年の春には……大量の地金の流出が始まった。その重要な部分をイングランド銀行総裁は『一八三九年五月、六月後に大陸に存在するにいたつたイングランド銀行正貨支払維持能力にかんする疑念——そのような危惧の念の結果はすべての長期手形の即時割引を求めてのこの國への送付、そしてそれらの価値額の返送、またこの國の外国人勘定に預けられていたかなりの額に達する貨幣の引揚げであつた——』に原因を求めている」(T. E. Gregory, Introduction to

Tooke's History of Prices, 1928, Vol. 1, Introduction, p. 60) 云。

かくて一国貨幣制度の安定性は中央銀行券の兌換性維持に依存し、兌換性の維持の問題は世界貨幣としての貴金屬の運動と関連しているが、それはとくに國際的信用連関と、その上に展開する國際的貨幣恐慌によって危険に陥る可能性をもっている。

これまでの叙述から結論しうるのは次のことである。國民的流通領域における銀行券の「現金」化による國民的通貨の世界貨幣からの独自化にともなつて、かかる銀行券を發行する中央銀行にたいして二つの機能(義務)——すなわち一方において金屬準備、兌換性の維持と、他方において国内信用制度の支持のために必要な「現金」需要の充足——が負わされることになる。中央銀行制度ないし政策の問題は、この二つの機能が必ずしも両立しうるものでないところにその出發点がある。

小論の対象とするオウバアストーンの制度、政策にかんする主張は、これまで若干述べてきた歴史的現実を背景とし、それに發する問題に関連するものである。イングランド銀行の發券部と銀行部への分離改組の提言は、イングランド銀行への發券集中、同銀行券の「現金」化を歴史的基盤として行なわれる。またこの分離を機構上の前提として言われるところの金屬流通にしたがつての——金屬準備量の増減に應じての——發券量調節は、その目的とするところは金屬準備、兌換性の維持にあつたようである。そのさい兌換性の維持と国内信用支持の二つの機能の遂行が、必ずしも両立しうるものでないことが感知され——理論的把握ではない——、前者の優先が説かれる。彼の踏襲する貴金屬の「國際的均衡配分」法則と、その上に展開される銀行券の流通量規制法則および銀行業務——發券および預金業務——にかんする主張は、右の兌換性の維持の優先という政策論の正当性を根拠づける理論的支柱たる役割を与えられていると言

えよう。

イングランド銀行への発券集中、同銀行券の「現金」化を背景として展開される通貨、信用、銀行業務の把握——発券業務と預金業務の区別——にかんしては別稿で取上げている（『オウバーストーンの通貨論』『経済学研究』第二十七卷第四号に発表予定）。小論では、発券統制の目的とされる兌換性——それ自体の理解と、それが優先せしめられる理由、ならびに発券統制の効果、そして右の両機能の非両立性について論じることとする。

- (1) 一八三年のイングランド銀行券への法貨規定の賦与について若干述べておこう。法貨規定は、イングランド銀行の債務支払いのばあいを除いて、五ポンド以上——五ポンドを含まない——の金額にたいして、同銀行券の兌換性が維持されているかぎりにおいて、という限定を付されていた。この規定賦与の直接の契機となったのは、J・H・パーマーの説くところでは、国内信用の動揺するときには、地方銀行への銀行券および預金の金貨での支払い要求が行なわれ、それがイングランド銀行からの金引出し、国内流出を生ぜしめるという点であった。したがってその目的とするところは、地方銀行が支払いのために、金貨ではなしにイングランド銀行券を用いるようにし、金の国内流出を防止することであった。「かくて将来のパニックのさいには、イングランド銀行の信用が良好でありさえすれば、地方からの金にたいする需要はこれまでのばあいよりもはるかに少なくなり、そして金準備はもっと有利に用いられうるだろう。」(A. E. Feavearyear, op. cit., p. 234)「もっと有利に」とは、国際的支払準備のみへの充當をさすものである。ただし法貨規定が五ポンドをこえる額にのみ適用されたことから、地方銀行は五ポンド券の呈示にたいしては依然として金貨での支払いを余儀なくされ、右のような意図はかなり減殺されざるをえなかったと言われている (Vgl., P. Aretz, Die Entwicklung der Diskontpolitik der Bank von England 1780—1850, S. 190)。
- (2) 国民的通貨の独自化、貨幣制度の視点からの兌換規定の理解については高木幸一郎「貨幣制度」(『講座信用理論体系』III)から多くの御教示を得た。

## 二 通貨統制の目的

オウバァストーンのイングランド銀行の發券部と銀行部への分離改組、發券—流通量の金屬流通にしたがっての——金屬準備の増減に依じての——調節といった主張が、何を達成さるべき目的として提出されたものであったかを、彼の叙述、証言にもとづいて明らかにすることから始めよう。この点にかんしては従来必ずしも統一の見解に達しているわけではなく、論者のあいだに意見の相違があることは周知のとおりである。まず彼の主張するところによれば、發券部と銀行部への分離改組を實現した一八四四年銀行条例の意図するところは、發券—流通量の金屬流通にしたがっての調節であると述べられる。

「一八四四年の条例の大原則は、一国の紙券通貨量を金屬通貨量が変動するであろうと思われるところのものに一致せしめること、これであり、他の一切の規定はその大原則を實現するための補助的なものである。主要な補助規定は兩部門の分離であると思う。」(Evidence, given by Lord Overstone, before the Select Committee of the House of Commons of 1857 on Bank Act, with Additions, London, Longman, Brown & Co. MDCCCLV III, Q. 3646, p. 4. 以下 Evidence in 1857. と略す。) ところが述べられているのは、發券部と銀行部への分離が金屬流通にしたがっての發券—流通量調節のための制度的条件をなしているということに止まっていて、統制論の目的——一八四四年条例の目的——を示しているものではない。金屬流通にしたがっての調節ということには、さらに現実的な政策目的が存在するはずである。彼の叙述からの引用を行なおう。

「一八四四年の条例は一八一九年の条例(兌換再開条例 Resumption Act——引用者)を補足するものとして通過せしめられたのである。その目的は、地金の絶対的な涸渇をありえなくすることによって、現金支払いの維持を有効に確保することであった。

これは金融制度 (monetary system) の安全にのみ直接のかかわりをもつものであった。この点についてのその効果によって条例の成功、失敗は判定をなすなければならない。

条例の、信用および投機にたいする効果は附随的なものにすぎない。

たとえ条例がこれらにたいしてなんらの効果をもたらさないことが示されるとしても、なお条例の適切さと必要性は依然変ることではないであろう。

しかし、無論、地金が引出されるのに応じて銀行券を収縮することは、信用、投機、および物価にたいして間接的には作用する——このようにして生ぜしめられる効果の程度は他の相ともなる事情のいかにしたがって変わるものではあるが。] [Letters to the Editor of the Times on the Bank Charter Act of 1844, and on the States of the Currency in 1855—56. Tracts and other Publications on Metallic and Paper Currency, by The Right Hon. Lord Overstone, London, MDCCCVII. p. 332. 以下 Tracts と略す。傍点—原文イタリック)

さらに同じ叙述の他の箇所から、「条例の第一の目的は現金支払いを効果的に維持し、一切の真の危険 (all real danger) ならびに一八二五年、一八三七年、および一八三九年に生じたようなその事柄 (現金支払い) 兌換性の維持を指す——引用者) にかんする無理もなき驚き (alarm) と危惧の念 (apprehension) とを抑圧することであつた。」 (Op. cit., p. [381])

以上の引用からまづうかがうところは、通貨統制、したがって一八四四年の銀行条例の目的は何よりもまづ兌換性の維持におかれており、投機、物価変動の抑制はむしろ「附随的」なものにおとされていることである。このことは金流出を阻止するためにとられる中央銀行の信用制限——彼にあっては発券制限——が、現実には、国内流通領域にお

ける「現金」——中央銀行券の入手困難による流通の梗塞、貨幣恐慌の激化、それに起因する物価の暴落をともなつてしか達成可能でないばあいが存在すること、すなわち中央銀行券の兌換性維持のための金属準備の確保と、国内信用維持のための「現金」供給——発券とが、必ずしも両立しえないことにたいする事実上の認識を基礎とするものである。そしてこの事実認識が通貨——発券統制論の出発点となっているのである。ではこの両者の非両立性が存在するばあいに、何故兌換性、金属準備の維持が優先せしめられるのか。この点を明らかにするためには、まず彼が兌換性に与えている貨幣、信用制度上の意義の把握と、次にその優先を側面から理論的に支持する役割を果している、彼の金属流通——貴金属の「国際的配分」——の理論の上に展開されるところの、右のような国内信用支持、そのための「現金」供給——発券をも、一国が本来有すべき金属量により決定される正常な通貨量水準をこえる過剰部分として規定する通貨量規定理論が考察されねばならない。彼にあっては、右のような視角から基本的には貨幣恐慌、それを激化することになる発券制限も、正常な水準をこえる過剰部分が排除され均衡を回復する「健全な(healthy, wholesome)」過程として規定されるのである。以上の二点がこれから考察されねばならない。

(3) オウバーストーンの通貨——発券統制の目的が、イングランド銀行の兌換性の維持、そのための金属準備の確保にあったのか、それとも投機、物価変動の抑制、さらには恐慌期における国内信用の支持にあったのか、ということについては論者のあいだには見解の相違がある。たとえばA・ワグナーや一谷教授は、後者が一次的目的であつて、前者は二次的なものにするべきだと判断されている(Vgl. A. Wagner, Die Geld- und Kredittheorie der Peelschen Bankakte, 1920, SS. 111—2. 一谷藤一郎「金融統制の理論」七九—八一ページ参照)。これにたがひつて、ケッペーはワグナーの所説を反駁して「主要目的」が「正貨支払いの維持」にあることを強調している(Vgl. G. Kepper, Die Konjunkturlehren der Banking und Currencyshule, SS. 81—4, Fussnote 66)。この両者のうちそれが正しうかは文献の考証とオウバーストーンの理論、とくに物価、信用、投機などと通貨との関係の把握を通じて行なわれなければならない。まず文献上の考証とていふ点から言え

ば、本文に引用したものは一八五六年一月二四日付で「タイムズ」紙によせられた書簡の一節であり、その時期からみて条例の目的にたいする彼の最終的見解を示すものと言つてよい。

そして右のような兌換性優先の見解はオウバーストーンが一貫してもち続けていたものであり、その初期著作においても後期のものとのあいだでも根本的な見解の変化があつたとは認められなく (Cf., Thoughts on the Separation of the Departments of the Bank of England, 1844, Tracts, p. 249, The Petition of the Merchants, Bankers, and Traders of London, against the Bank Charter Act, 1847, op. cit., p. 300, Evidence on Commercial Distress in 1848, Q. 1405, op. cit., p. 505, Q. 1406, op. cit., p. 506, Q. 1537, op. cit., p. 550)。また理論上の問題として、景気 || 物価変動対策の目的としての優先を説くことは、オウバーストーンが変動の原因の多様性を強調し、実物的、心理的要因を基本的なものとし「通貨統制」を「従属的要因 (subordinate agent)」とし、かつその作用が間接的であるとすゝる変動論の特徴を十分に考慮していないことにもなる (Cf., A Letter to J. B. Smith, Esq., op. cit., p. 164, 167)。しかしながらこの点については彼はその効果を、本文での引用でもみられるように、全く否定してゐるわけではない、すなわち金属準備、兌換性維持のため行なわれる発券収縮が景気変動の行き過ぎを抑制する効果を有する面があることが述べられてゐる。とすれば両者の非両立性があらわれる局面と両立しうる局面を彼がいかにとらえてゐるかが明らかにされねばならない (この点後述、注(10)参照)。

さらに因みに言えば、一谷教授は、銀行券の兌換と不換の区別が把握されていない通貨主義では、単に兌換性の維持をもつては通貨 || 銀行券統制の目的を完全に果しうると論断できない、という理由で兌換性の彼の通貨統制論に占める役割の低さを結論され、したがつてそれをもつて目的とすることはできないとされてゐるようである (前掲書七九—八〇ページ参照)。したがつて教授のばいには兌換性の意義は国内通貨 || 銀行券の過剰部分の収縮、回収の機構としてのみとらえられてゐることになる。だが問題は、このような意義においては兌換性の維持はオウバーストーンでは確かに低下し、兌換銀行券の直接的數量調節が高調されているにもかかわらず、何故兌換性の維持がその叙述のうちでくりかえし叫ばれねばならなかつたかという点にあると言えよう。これについては次節で取り上げる。

### 三 兌換性について

イングランド銀行が国内信用制度の支点となり、恐慌期における「信用の最後の拠点 (last resort)」、「現金」供給

者として機能するにいたり、しかもその銀行券の一般的流通・支払手段化にともない、供給される「現金」が同銀行券で十分その機能を果しうるような段階にすでに達していた時代において、その兌換性はいかにとらえられていたであろうか。オウバーストーンがその最も典型的な例を示してくれるはずである。

彼にあつては銀行券は鑄貨とともに一国の「流通媒介物」を構成するものとされ、商業手形、預金(貨幣)など「信用の諸形態」から、その機能上の相違に着目して区別される。それは鑄貨とともに、そして同様に一国の流通領域内では「一般的交換可能性 (universal exchangeability)」（一般的受領性）を有するという理由で、その他の「信用の諸形態」から区別されるのである。そしてその根拠は一覽払いであること、あるいは貨幣＝鑄貨への転換が即時的でありかつ確實であることに求められていた(前掲拙稿第一節参照)。かくて兌換性がかかる資質の前提をなすものとされていたと言えよう。しかしながら、他方、銀行券を「信用の諸形態」から区別することを強調する立場は、その物価あるいは景気にたいする作用にかんして前者が能動的であり、後者は受動的であり、したがって前者、銀行券へはその数量調節——金属流通にしたがっての、換言すれば発券銀行の金属準備の増減に照応しての——の必要が要求されることになる(前掲拙稿第二節参照)。彼は言う。「紙券が自由に兌換されるときでさえ、過剰発行されやすい傾向がある。」「兌換紙券のもとでも限られた期間ではあるが、取引の程度および物価の水準 (a range of prices) は、その通貨が全く金属通貨であるとすれば、(とうてい)維持されなideあろう程度に維持されるものである。」だから「兌換性ですら——それ自体不可欠のものではあるが——確實な信頼できる依存手段 (reliance) ではない。」(Evidence on Banks of Issue in 1840, Q. 2932, Tracts, p. 429) と。かくて国内通貨量の調節手段としては兌換性のもつ意義は低く評価され、それが維持されているばあいでも銀行券の直接的數量調節が必要とされる。このことからオウバーストーンにおける兌換銀

行券と不換銀行券の差別が明確でなく、両者の流通下における価格変動の質的な相違がとらえられず、混同されているという批判がなされることになる。この点にかんしては、もちろん、全くその違いが認識されていないということはできない。言われているところの「過剰発行」、およびそれにもとづく「減価(depreciation)」とは、一国の通貨——鑄貨が混合流通しているばあいにはそれも含めて——全体が、その国がその「資本の生産性(productiveness of capital)」に照応して本来有すべき貴金属量、すなわち「正当な水準」をこえること、その結果としての通貨全体の「相対価値」が——鑄貨をも含めて——「正常な水準」にある通貨の、あるいは他国の通貨のそれ以下に一時的に、——「限られた期間」——低下することであり、一国の通貨を構成している鑄貨と銀行券のあいだの「価値相等性」が損なわれているわけではない。この程度の現実認識を彼がもっていたことは否定することができない。この点については以下の叙述でさらに検討されねばならない。だが論者の批判が兌換銀行券の「過剰発行」分が物価変動の契機とされる点に向けられているのであれば、その批判の正当性は否定するわけにはいかないであろう。だがこれをもってオウバーストーンにおいて兌換性のもつ現実的意義が全く認識されていないと言うのはやはりやや早計のそしりを免かれない。では彼が通貨の数量調節の必要を高調しながらもなお兌換性維持の必要をもくりかえし主張するのは、兌換性にいかなる意義を認めてであろうか。

オウバーストーンが兌換性の意義をとらえるとき、まず強調されるのはさきにすでにその用語を引用しておいた「価値の相等性」の保証手段ということである。彼は「価値相等性」がもつ効果、したがってその維持によって達成される目的にも言及しつつ次のように述べている。

「紙券通貨にかんするなによりも最初のかつ最大の問題はそれに金属貨幣と等しい価値を保持せしめることであつた。

そしてその目的に向つて踏み出された偉大なる第一歩は、一八一九年の条例によって採られた措置——いかに声を大にしようとしすぎることはない方策(a step and a measure)、すなわち紙券の鑄貨への永続的かつ不断の兌換の宣言——であった。しかしながら不断の兌換性は一つの目的への手段でしかない。到達さるべきその目的とは、紙券通貨と鑄貨とのあいだの不断の価値相等性(constant equality of value)、これである。そして不断の価値相等性でさえも他のもう一つの目的への手段でしかない——いなむしろこの二つのことは同一のことと考へらるべきであらう——、すなわち紙券通貨は信用を支持することにおいて(金屬通貨と——引用者)同じ程度に、同じ諸機能を果し、通貨が金屬であったならば、いづれの与えられた時期にも支持し続けられたであらうと思われる同程度の取引を支持し、また同じ水準の物価を維持すべきであるということ、これである。これが紙券の兌換性の眞の意義であり、眞の精神である。」(Evidence on Banks of Issue in 1840, Q. 2932, Tracts, p. 428) 確かにこの一節で述べられている金紙の「価値相等性」の保証手段としての兌換性の意義は、さきに引用で触れておいた數量調節のもつ効果と同じく、金屬流通のもとで維持されるころの信用、取引、物価の同じ水準を維持することにあると規定され、そのかぎりでは兌換性は數量調節の一つの、しかも最初に採らるべき手段でしかない。しかしながら兌換性の維持が金紙の「価値相等性」を保証するものであり、その停止が「価値相等性」の喪失(の可能性)を意味するという認識が存在していることもまた否定できないであろう。兌換停止下における銀行券の過剩発行にはその限界は全くないという主張、あるいは過剩発行、減価、また減価した不換銀行券を兌換再開によって以前の価値の水準に回復せしめることにともなう商業取引、より基底的には所有關係に加えられる「不可避的な不公正」への言及といったことにその若干の根拠がみられよう。<sup>(4)</sup> だがこのような点への彼の言及は、理論的に展開されているとは必ずしも言いがたく、単なる歴史的事実の現象面での叙述といったものに

止まつてゐる。

(4) 「金はこの国では、一切の交換価値の尺度 (measure)、一切の貨幣諸価格 (money prices) が関連せしめられるところの物やし (scale) である。したがって一国の紙券通貨の発行者が、その正貨支払いを停止することを余儀なくされると、その国の確定した価値尺度 (determinate measure of value) が失なわれる。そして第一にイングラント銀行によって、第二に地方銀行によって発行される流通媒介物——その相対価値の変動が、その流通媒介物の生じる可能性のある過剰と同じほど無限でありうるところの——以外には諸価格の標準 (standard of prices) は存在しない。もし支払停止後、紙券がなおその目的のため使用されるとしても、それは正貨支払い再開——それによって紙券の価値尺度 (measure of value) としての真の性格が回復するところの——にたいする信頼のもとでそうされるにちがいない。」この事態 (正貨支払い停止を指す——引用者) が緊急やむをえざる必要によつて、必要とされる期間以上継続することは、一国の名譽と公正 (honour and integrity) と両立せず、その利害関係者にとつて深く有害なことが明らかになされてきている。他方紙券通貨をその正当な価値 (just value) に回復せしめることの困難は最も打勝ちがたき性質のものであることが、つねに見出されるであらう。この困難の性質について、広範な私人の苦難について、商業取引の攪乱について、所有の混乱、そしてこの過程に必然的にともなうところの広く諸階級に及ぶ不可避免的な不正については、われわれはこの国における最近の経験をもっている。」

(Remarks on the Management of the Circulation; and on the Condition and Conduct of the Bank of England and of the Country Issuers during the Year 1839, 1840, Tracts, pp. 132—4)

以上が兌換停止そのものについてオウバアストーンが論じているところのほとんどすべてである。歴史的事実としてはかなりの注意をその現象に払つており、その重大性も意識されているが、理論的に展開されているとは言えない。たとえば言われている「確定した価値尺度」の喪失ということは、正しくは価格の尺度標準の確定性の喪失とも言うべきところである。またたとえば兌換停止下の事態をその直接の対象としてリカアドウが行なつていた兌換停止下の物価変動の質的規定のごときも全く行なわれていない (拙稿「兌換と発券の調整——リカアドウ発券制度論の問題点——」『経済学研究』第二十五卷第一号参照)

では兌換性、それによる金紙の「価値相等性」が強調されるのはいかなる意味においてであらうか。さきに私は一八

四四年銀行条例の目的にかんしてオウバアストーンが、その目的は兌換性の維持にあり、これによって兌換性の停止から生じる「一切の眞の危険」ならびに兌換性にたいする一八二五年、一八三七年、一八三九年に生じたような「無理もない驚きと危惧の念」とを抑圧することにある、と述べていたことを引用しておいた。(本稿第一節参照)。言われている「一切の眞の危険」というものが具体的には実はこれまで考察してきた兌換停止下における諸現象を指すことは言うまでもないことである。その重大性を認めながらも、ただ指摘するに止まってそれになりたいとする理論的分析を全く加えていないことはこれが彼の現実面に直面していない、すでに歴史的な事柄でしかないことを示している。では彼が現実に直面していた問題は何かであつたらうか。兌換停止そのものではなく、兌換性の維持にたいする「驚きと危惧の念」が、イングランド銀行の金属準備の減少にもなつて生じてくる、そのことであつた。彼の兌換性それ自体の目的としての強調も実はこの点に関連して行なわれたのである。

この点にかんしては次の二つの点を取り上げらるべきであらう。

まず第一に、さきに触れたように、国民的信用制度の発達によってイングランド銀行券が国内信用取引における一般的支払手段としての機能、すなわち「現金」機能を取得し、その結果同銀行券の兌換性の維持が信用制度の安定性にとつての基本的要件となつていくことである。オウバアストーンの表現によれば、「わが信用取引の巨大な額は明記されている金額を兌換通貨で支払うという約束から成立している。」(Comment on Merchant's Petition, Tracts, p. 292) 地金が流出して極度に低くなり、公衆がそれが不十分な額だと考えるようになることから、銀行券の兌換性にかんして驚きの念がいだかれるようになる。(Cf. Evidence on Commercial Distress in 1848, Q. 5120, op. cit., p. 593) 「イングランド銀行の安定性と兌換通貨がその基礎となつている商業信用の巨大な上部構造 (the vast superstructure of com-

mercial credit) が危険に陥る」(Comment on Merchant's Petition, op. cit., pp. 292—3) と言われているものである。

第二に、このようなイングランド銀行の金属準備の減少、兌換性の維持にたいする危惧の念を惹き起す制度的要因としての、世界市場を場として形成される国際的信用連関——国際的信用制度——および貨幣恐慌の国際的波及の問題である。これらについて彼は次のように述べている。「現時において、海洋航行および商業が創出しているところの交易活動と利害関係の相互依存性は、あらゆる国々、少なくともあらゆる商業社会を一つの商業共和国の構成員たらしめる傾向がある。」このような傾向は「信用の特異にして敏感な性格 (the peculiar and sensitive nature of credit) と一つの場所での債務の正常な履行の中断が、距離が離れ、見たところではそのような影響が直接には到達しそうにはない他の場所の金融状態にその作用を及ぼす驚くべき様式」を生み出している。「人体の神経組織でさえ、その末端のすべてにわたって、その不可思議な網の目状の商業信用——それによって世界の諸国民が一つの共通の利害関係に結合せしめられ、最初に起る国がいずれであろうと、金融的災害 (monetary calamities) が迅速に全体に波及する——ほどには精巧でも敏感でもなく」(Appendix to Remarks on the Management of Circulation, & c. (E), op. cit., p. 156) 云。

(5) 右の引用に示されるように、きわめて感覚的な現実把握に止まってはいるが、一国の貨幣・信用制度を、その当時の新たな産業資本主義の確立にともなう近代的な世界市場、国際的信用制度と結びつけて考察する視角をとるところにオウバーストーンの特徴があると思われるが、この点についてはこれまで指摘されてはいない。この視角に着目しなければ、彼が兌換性維持を高調した現実的意味が見落されてしまう。なお若干補注を加えれば、より具体的に一八三九年の貨幣恐慌について次のような叙述がある。「そのあいだに、未然に防ぐのが最も望ましい幾つかの事件が起った。第一に外国の信用に頼ることが必要であった(フランス銀行からの金借入を指す——引用者)。第二にわが国の金融制度の安定性にかんする不信の念がヨーロッパ大陸で醸成され、イギリスあての全(為替)手形がヨーロッパの諸取引所で強制売却(forced sale)され、輸出

のためのイギリスの工業製品の買付指令の実行が停止された。第三に地金が、イングランド銀行をして国内的諸原因から生じる需要の諸影響に備えしむるには足りないほどの額まで減少してしまった。(Remarks on the Management, & c, op. cit., pp. 73—4) 「アメリカはイギリスとその商業諸関係で連関をもつてゐるので、一国の金融制度にたいする激しい逼迫を生ぜしめる事情が、他国の金融制度に同時に重大な作用を及ぼさないということはありえない。」

(Op. cit., p. 120)

オウバアストーンにおける兌換性の強調の現実的意義は、以上の二点を前提として理解されねばならない。すなわち景気変動の一面において支払差額、したがって為替相場の逆調が生じ、国際的差額支払いのために現実の金需要が生じるにいたれば、イングランド銀行の金属準備の減少が起る。その減少が一定の点——それは当時においては八〇〇万ポンドと一般に考えられていたようである (Cf. Evidence on Commercial Distress in 1843, Q, 1516, op. cit., p. 549) ——以下に達すれば、同行の支払能力⇐同銀行券の兌換性にたいする不信が生じる。それはまず諸外国における不信、そして対外取引面における不信としてあらわれる。これは彼の強調するところである。「三七九六号。私は閣下がこれら三つのはあい(一八二五年、一八三七年、一八三九年の事態を指す——引用者)、銀行券の兌換性が疑われるにいたつたと述べられたと理解するが。——しかし。銀行券は国内での諸目的にとつては不信用とはならなかつたが、しかし対外的な諸目的にとつては全く著しく不信用となつた。海外へ送る地金を獲得する手段としてイングランド銀行券を保持している人はその地金支配力 (its command of bullion) にかんして非常に危惧を感じた、しかしこの国の内部での賃金支払いのために一〇万ポンドの銀行券を保持する人は全く困難を感じなかつた、彼は『銀行券はその点にかんしては私の目的に合つた』と言つた。」(Evidence in 1857, p. 81) 諸外国における、またそれに関連して生じる対外取引面での銀行券の兌換性にたいする不信は、イギリスが諸外国から受けている信用⇐債務——諸外国から言えば債権——の金への転換、引

揚げを促進し、それはさらに金属準備の減少、兌換性にたいする不信を助長し、右の過程は一層激化せしめられることとなる (Cf., Evidence on the Banks of Issue in 1840, Q. 2851, Tracts, p. 407. またこの過程の具体的叙述としては本稿第一節に引用した T. E. Gregory からのイングランド銀行総裁の言を参照のこと)。

このように恐慌期における、その一局面としての貨幣恐慌は、まず国際的なものとして、そしてその過中にある一国——そして信用制度の発達した国——では中央銀行からの金流出としてあらわれる。だが次の段階には、貨幣恐慌は国内貨幣恐慌として発展する可能性をもつ。さきの金の国外流出に続いて国内流出が生じるときがまさしくそれである。国内で銀行券の兌換性が疑がわれるような段階にまでいたれば流出——国内流出——には限界はない。<sup>(6)</sup> だからこのような段階に到達しないためには、まずもって政策的には、国際的信用連関を基礎として生じる国際的貨幣恐慌、国際的取付けをそのはじめの段階で防ぐことであり、金属準備の確保、それによる兌換性にたいする信頼の維持がそのための手段である。オッバーストーンの思考をその叙述にしたがいながら整理すればこのようになるであらう。

(6) 「銀行券の兌換性について貴方が言われるばあいは、いつでも貴方は兌換性にたいする危険の二つの異なった原因を明確に区別されるべきだと私は思う。一つは外国為替の不健全な状態とこの国の金の涸渇からの危険であり、他は国内のパニックとイングランド銀行券の代りに公衆が金を需要することからくる危険である。第一の種類の危険は原理にもとづいて対処できるものであり、したがってそれによる兌換停止 (non-convertibility) の危険にたいしては立法 (一八四四年銀行条例を指す——引用者) が備えを行なっている。危険の他の原因は対処不可能なものである。国内パニックからくる銀行券の兌換停止を防止する有効な手段は、有価証券にもとづいて発券を行なわない (したがって全額金属準備——引用者) ということ以外にはない。」(Evidence on Commercial Distress in 1848, Q. 5287, op. cit., p. 634) なお因みに現実認識としての国外流出と国内流出の区別、後者にたいする対策の銀行立法の領域内からの放逐の二点に注意しておきたい。

以上のようなオウバアストーンの思考は、きわめて現象的な局面に止まる現実把握であつて、論理的序列にしたがつての展開と云うことができないのもちろんである。ただそれは何故に兌換性が高調されるかを示しているにすぎない。だがともかく銀行券の兌換性の維持は、それ自体が一つの独立した目的である。世界市場、国際的信用連関——国際的信用制度——とその構成契機をなす国民的流通領域、そしてそのなかでの中央銀行の信用制度に占める独自の地位からすれば、同銀行券の兌換性は、それを通じて国内の全信用が貨幣金への転換可能性——金との同一性——を維持し、また実証する機構である。オウバアストーンが着目したのは兌換性のこのような意義にかんしてであつた。

したがつてこれまでの考察から、彼においては通貨数量の調節手段としては兌換性の意義が低くしか評価されないのに、何故その維持が高調されるのか、というさきに提出しておいた疑問が明らかとなる。兌換性のもつ貨幣制度上の意義は論理的には展開されてはいない、だがその維持が信用制度の安定性のための要件たることの認識（感知）が、それ自体を、単なる数量調節の一段としてだけではなしに——このような位置付けがなお存在することは前述のとおりである——目的とせしめるにいたつたのである。<sup>(7)</sup>むしろ直接的数量調節は兌換性維持という目的達成のための手段として位置づけらるべきものである（Cf. Evidence on Banks of Issue in 1840, Q. 2749, p. 380）。

(7) 右のような信用制度の安定性の基礎という視角からの兌換性の現実的意義の把握は、オウバアストーンの批判者としてあらわれる銀行主義者フラットンにもみられる。ただし国内通貨量調節——必要量への一致を保証するところの——機構としての兌換性の意義の低評価は還流法則の強調の結果である点、オウバアストーンとは異なつた論理構成にもとづくことは言うまでもない。「完全兌換が、健全かつ有効な通貨制度の一本本条件であることは言をまたない。それは国内の不信を防ぐ唯一の有効な防衛であり、諸外国との為替上の激しい錯乱を防ぐ最適の予防手段である。だが正常状態にあつて銀行券発行の過剰を不可能とするものは、銀行券の金兌換よりは、むしろ還流の規則性にまつころ大である。」(J. Fullarton, On the

#### 四 通貨統制の作用

これまでの考察から明らかになったことは、オウバーストーンでは通貨統制の目的としては、国内の信用、投機、物価変動の防止と兌換性の維持の二つが必ずしも両立したいという現実把握のもとで、後者が優先せしめられているということであった。本節で明らかにするのは通貨統制——金属流通にしたがっての、すなわち金属準備の増減に応じての——が金属準備、兌換性の維持にある有効な役割を果すとすれば、それはいかなる作用を国内における信用、物価に及ぼすことによつてであったかということ、そしてこの作用過程をオウバーストーンの理論、貴金属の「国際的均衡配分」論を基礎として展開された理論はいかに説明しているかということである。この点にかんしてとくに問題なのは恐慌および、その一段階でありそして通貨統制のいかんによつて激化せしめられる貨幣恐慌にたいする彼の態度である。

ところではじめの問題を論じるに当って、オウバーストーンが金属流通にしたがっての通貨統制を可能にする制度的条件としたイングランド銀行の発券部と銀行部への分離改組を前提としてとり入れておきたい。

彼の理論にしたがっても、通貨統制——イングランド銀行の発券統制が現実に問題とされざるをえなくなり、しかも作用効果をあらわしうるのは、支払差額、為替相場が逆調に転じ、金の国外流出が進行しはじめ、また金融市場が緊張状態に入り、同行にたいする市場の依存度が強まっているような時期からである。発券統制が可能なのは現実に依存がはじまってからである。このような時期には、オウバーストーンの主張にしたがえば、発券部の金属準備の減少とともにそ

れと同額だけの発券—流通量の縮少がなされねばならない。そしてその縮少は銀行部の現金準備 (banking reserve) を構成する同銀行券の減少というかたちであらわれざるをえない<sup>(8)</sup>。とすれば一般の預金銀行と同様な行動原則にもとづいて預金、貸出—手形割引、貸付—の業務を行なうべきだとされている銀行部は、それへの依存が高まっているまさにその時期に、貸出、とくに手形(再)割引を制限することにより信用制限の措置をとらざるをえなくなる。このような措置の直接の効果は金融市場の一層の緊張—市場利子率の高騰、また手形割引による「現金」—イングリッド銀行券の入手困難ということであろう (Vgl. Marx, Das Kapital, Bd. III, S. 602. 向坂訳(三七八ページ参照)。この金融市場の緊張、さらに進めば逼迫という状態は、言うまでもなく、基本的には拡大され加速された社会的再生産、それにより規定される貸付資本需要—追加貨幣資本、あるいは単なる貨幣—「現金」(支払手段として機能せしめるため)にたいする需要—によって規定されるものであって、発券制限、それに続く銀行部の信用制限は右の緊張、逼迫の過程を助長するものにすぎない。なおこの時代のイギリス信用制度の状態からみれば、イングリッド銀行への依存は、追加現実資本の入手のために購買手段として使用されるべき追加貨幣資本需要をあらわしているのではなく、支払手段「現金」としての同銀行券にたいする需要—「貨幣への転換可能性にたいする需要」(Vgl. K. Marx, a. a. O., S. 560. 三二〇ページ参照)—をあらわしている。

ところで、まず生じる市場利子率の上昇は、各国間の利子率差等を、その移動契機とする国際的貨幣資本移動を阻止するように作用するかぎりでは、金の国外流出を緩和せしめる。また社会的再生産過程に商品価格の実現の困難、貨幣形態での資本の還流の遅滞が現実のものとなっていることを示す支払手段「現金」にたいする需要が、イングリッド銀行発券部の発券制限、銀行部の信用制限によって、充足が一段と困難となるとすれば、逼迫を激化し、同銀行券の供給

がなされておれば回避されたかもしれない貨幣恐慌を惹起し、あるいは激化する。それが商品の価値以下での販売を強制するように作用するかぎりでは、次の段階には商品輸出の増大としてあらわれ、貿易差額、為替相場の順への転回、したがって金流出の停止、流入の契機として作用する (Cf. J. W. Gilbert, *The History, Principles and Practice of Banking*, E. Syke's Edition, 1922, Vol. I, pp. 339—40)。

このようにみればオウバーストーンの言う通貨統制は、国内流通領域における逼迫の増大、それにともなう高い市場利子率と商品価格下落、強制販売とによってのみ、その目的とする金属準備、したがって兌換性の維持を達成することが可能であったと思われる。

(8) オウバーストーンあるいは銀行条例の規定にしたがえば、銀行部が発券部と分離された後では、銀行部手持の銀行券は、現実に流通して私人または一般の銀行の手にある銀行券と同様に流通銀行券であり、両者の合計が発券流通高である。そして発券制限の最初の作用が銀行部の現金(支払)準備の減少としてあらわれることはオウバーストーンも明らかに認めている (Cf. *Evidence on Banks of Issue in 1840*, Q. 2656, 2657, p. 342, *Evidence in 1854*, Q. 3641, p. 2, Q. 3894, p. 121)。

(9) オウバーストーンの通貨統制、あるいはそれを制度的に実現した一八四四年銀行条例がその目的とする金属準備の確保したがって兌換性の維持にどれほどの効果を有したかは必ずしも明確に判断しえず、否定的見解も多くある。しかしながらそれが国内での逼迫、貨幣恐慌を激化することによって市場利子率の高騰、物価の暴落を結果したことを認めるとすれば、そしてそれらが国内でのイングランド銀行にたいする信用をゆるがせ、全般的な銀行券の金への転換要求(国内流出)を生ぜしめるような段階までは進行しなかった——事実イングランド銀行にたいする信用は不動であった——ことを認めるとすれば、それらによって金の流出が阻止され、為替相場の転回、金流入が生じたことを認めないのは論理的に一貫しない。このような視角にたつてその効果を是認するものとしては、さきの J・W・ギルバート、J・H・パーマー、また最近においては B・ウエイルなどをあげうる。

J・H・パーマー。「九六八号。一八四四年の条例の影響のもとでは、イングランド銀行の金属保有は、普通の事情のもとでは九五〇万以下にはあまり縮減されえない。このことは価格および信用にたいする一の圧迫を惹起し、この圧迫は、金の輸入が増加して発券部における金の額を増加させるにいたるような対外為替相場の激変を誘致せざるをえないであろう。」(Evidence on Commercial Distress in 1848, K. Marx, a, a, O., S. 605. 三八四ページ)

B・ウェイル。「たしかに歴史的事実としては、条例は金融恐慌 (financial crises) を防止しなかったけれども、イングランド銀行が、それ以前よりは、はるかに多額の金準備をもってこれらの恐慌に対処するところ、効果を有した。」(B. Whale, A. Retrospective View of the Bank Charter Act of 1844, Papers in English Monetary History, edited by T. S. Ashton and R. S. Sayers, p. 128)

以上のような見解にたいして、銀行主義者は、条例の国内における逼迫激化の作用を強調し、非難するが、その金属準備の維持に果した効果については全く言及しないか、あるいは否定的見解をもちしている。そのことは一面では彼らが有した政策上の問題意義がすくわれて逼迫、貨幣恐慌の緩和に向けられ、そのような貨幣恐慌によって最も被害を蒙る立場にあった地方の資本家、銀行業者の代弁者だったことによるのかも知れない。ところで否定的見解を明白に述べているA・ワグナーは金属準備の増大の根拠を「イギリス国民経済が著しく躍進し、その結果ロンドンおよびイングランド銀行がますます世界貿易の中心地、貴金属の貯蔵所となったこと」と、ロシアからの、また一八四八年以後はカリフォルニア、オーストラリアからの新産金の供給があったことを求めざる (Vgl. A. Wagner, a. a. O., S. 206)。

因みに恐慌期における金属準備額の最低点をあげておけば、一八二五年二月十七日——一〇二万七〇〇〇ポンド、一八三九年八月はじめ——二二万七六〇〇〇ポンドであり、いずれの時期にもフランス銀行からの援助が必要とを、一八四四年以降にはいずれも八〇〇万ポンドをほとんど割らなかつたのと対照的である (Cf., Clapham, Bank of England A History, Vol. II, p. 100, 170)

ちぎに予示しておいたように、右の過程がオウバーストーンによっていかに説明されているか、ということが次に明

らかにされねばならない。問題は彼が「逼迫」をいかに規定し、そして「逼迫」を激化せしめる発券制限の正当性をいかに論拠づけているかということである。まず「逼迫」に関説している証言に次のようなものがある。

「三六五四号。もし投機心が昂まり、資本にたいする需要が、それを充足せしめる手段よりも大となり、その結果が割引率が騰貴し、それによって産業にたいする逼迫が生じることであるとすれば、そのような逼迫は害悪であつて善ではないということとは全く明らかではないか。——もし資本が諸取引を支える範囲をこえて諸取引が結ばれる過度な傾向 (an undue tendency to enter into transactions beyond to which capital will support them) が存在するにいたれば、逼迫はその影響において有益な (salutary) ものであることは全く明らかである。そのようにして生じるところの資本にたいする需要増大、したがって価値増大は自然的効果をもたらすままに放置されるべきである——その自然的効果は必ず有益かつ健全な効果であるから。」(Evidence in 1857, p. 26)

「十分な資本が存在しないことによつて生ぜしめられた (caused by the want of sufficient capital) 逼迫と高い利子率は、イングランド銀行券の制限外発行 (extra issue) によつては救済されえなう。」(Evidence on Commercial Distress in 1848, Q. 1514, Tracts, p. 545)

彼によれば「逼迫」は過剰取引——すなわち「資本が諸取引を支える範囲をこえて諸取引が結ばれる過度な傾向」——に続く景気変動の一面面として規定される。そこでこの順序にしたがつてまず過剰取引の局面から述べるとしよう。言われている過剰取引の規定、それはきわめて理解しがたいものであるが、彼の言う「資本」とは、一般的には、現実資本を指していること (Cf., Evidence in 1857, Q. 3754, p. 66. 前掲拙稿第四節参照) と、景気変動の諸原因のうちとくに「心理的要因」が強調されていることからわかるように、景気変動の投機的側面を論じていること (Cf., A Letter

to J. B. Smith, Esq., Tracts, p.167) を考えに入れれば、現実資本——すなわち商品資本——にたいする需要が投機によって急激に増大し、その価格が急騰したような状態を意味するものと考えられるであろう。逆に正常な取引状態とは、需給が一致し価格変動がない事態ということになる。そしてこのような現実資本量をこえる投機を可能にし、さらにそれを加速促進するのが通貨の追加的供給——「不当な銀行信用の拡張」と、その結果としての「信用の擬制的状態 (Fictitious state of credit)」(Cf., Evidence in 1857, Q. 3990, p. 157)であつた。そしてかかる通貨の追加的供給——「不当な銀行信用の拡張」とは、彼によれば、発券銀行にとっての「現実資本」——金——をこえる追加的資本の創造によつてもたらされ、それと一致するものとされていた(前掲拙稿第四節参照)。

過剰取引が以上のように理解されてよいとすれば、それに続く「逼迫」は、資本家が従前の規模でその取引(あるいは生産)を継続して行なうに必要な現実資本——商品資本(あるいは生産資本)——の調達困難が原因ということになる。彼はその事態を「十分な資本が存在しないこと」——すなわち従前の取引規模に比しての現実資本の相対的不足——と規定したのである。(だが実際には現実資本の入手困難——相対的不足ではなく、現実資本——販売(価格実現)できない商品資本の過剰。全く逆の把握。)かくて「逼迫」の作用は、現実資本の調達困難——相対的不足が契機となつて過剰取引を正常な取引状態へ復せしめる点に求められる。その過程は「有益かつ健全な」過程である。このような時期に銀行が追加的発券——「現実資本」すなわち手持金量をこえる、したがつて銀行条例のもとでは「制限外発行」——を行うことによつて逼迫を緩和しようとするのは、右の復帰過程を延引せしめ、すなわち取引規模が不当に拡大された状態を継続せしめ、その結果、究極的には「逼迫」を激化せしめることになる。この点についてオウバーストーンは次のように述べる。

「逼迫は為替の逆調を是正する手段として必要である。その目的にとって必要な程度の逼迫は、いかなる通貨管理の制度のもとでも、害悪ではなく長所である。四月（一八四七年）の逼迫は為替相場の是正のためには全く十分なものではなかった。その逼迫の軽減が、いかなるものであれ、なされていたとしたら最も有害であつたらう。それは最後にはより大なる逼迫を必要ならしめることになつたであらう。銀行券の兌換性に備える意図をもっている制度は、いかなるものも逼迫を回避することはできない」<sup>(9)</sup> (Evidence on Commercial Distress in 1846, op. cit., pp. 545—6)

かくてオウバーストーンにあっては「逼迫」は過剰取引の正常な取引水準への復帰過程であり、この時期の銀行券供給はすべて現実資本にたいする過剰な需要を維持し、相対的な現実資本不足を持続せしめるところの社会的な追加的（＝過剰）部分にほかならない。そしてそれは銀行にとつては追加的資本——「**現実資本**」（**金**）をこえる——の創造であると規定されていた。ここでは銀行の与える銀行券は、すべて現実資本の追加的調達のために機能する購買手段であることになり、「逼迫」のばあいの貨幣（資本）需要が、それに先行する変動諸局面のばあいとは異なつて、支払手段にたいする需要——「貨幣への転換可能性」にたいする需要——であることが理解されていない。これはさきの「逼迫」の誤った把握と相応する関係にある。

だが小論で指摘したいのはこのような理論的誤りそのものではない。このような理論的誤りを犯している「逼迫」の把握、通貨＝銀行券の機能規定を基礎として、オウバーストーンが、「逼迫」期にイングランド銀行が「商業の要求を充たし、一般のおよび私的信用を維持する義務（public and private credit）」(Remarks on the Management of the Circulation, & c., p. 135)をとる必要を基本的には否定する見解をいっていたことである。国内貨幣恐慌を緩和するための支払手段「現金」の供給の否定である。<sup>(10)</sup>だから右のような理論の展開は、通貨統制の究極の目的を、金属準備、兌換

性の維持に求めるその政策的意図の正当性を、側面から意義づける役割を果していたことにならう。

- (10) オウバーストーンはこのように金属準備、兌換性の維持のためには「逼迫」が必要条件であることを明白に述べている。すなわちこれまで触れてきたように金属準備、兌換性維持と国内の「逼迫」の緩和とが両立しがたい局面の存在するのを感じている。しかしながら彼は一八四四年銀行条例、それにもついて行なわれる通貨統制が「逼迫を惹き起したり、激化せしめたりしてはいない」と強く主張している (Cf., Evidence on Commercial Distress in 1848, op. cit., p. 545)。いうまでもなく、これは事実と反するが、そう主張する根拠は次のようなものである。まず第一に発券制限が金の国外流出の初期に行なわれ、それが過剰取引を抑圧すれば、それに続く「逼迫」は当然軽微かつ短期に止まるということ——早期発券制限の主張 (Cf., Thoughts on the Separation of the Departments of the Bank of England, op. cit., p. 258, 263)。次に一八四四年の銀行条例は、それ以前には、金属準備がきわめて低い点に達するまで通貨統制をとることを余儀なくされなかつたのにたいして、右のごとき早期の予防措置をとらう——とあるをえなない——ような制度を確立したこと (Cf., Evidence on Commercial Distress, in 1848, Q. 5142, op. cit., pp. 603—4)。以上の二点がその根拠である。そしてこのような早期の予防的措置がとられ、それが制度的に可能とされているかぎりでは、金属準備、兌換性の維持と、国内の「逼迫」したがって投機物価変動の抑制は両立しうるのであり、このことは銀行条例の正当性を政策的に主張するさい、重要な論点とされることになる。
- (11) 金属流通にしたがっての通貨統制と、国内信用支持のための追加発券の非両立性、すなわち前者の見地からの後者の否定についての一例。「二七六五号。自動ルール (右の方式での通貨統制を指す——引用者) の原則はどの程度まで一般的信用 (public credit) を支持するように行動する発券当局の慣習と両立するか。——もし一般的信用の支持が、その目的のため発券増大によって一般的信用を支持する試みを意味するものであれば、両者は両立しない。」 (Evidence on Banks of Issue in 1840, op. cit., p. 385)
- (12) 本文および前注から明らかなように、オウバーストーンでは、国内信用支持のための追加的発券は、基本的には——その理論にもとづいては——是認されえないものである。したがって銀行条例中の「発券緩和条項 (Relaxing Power)」の規

定すなわち「制限外発行 (extra issue)」の立法には強く反対する (Cf. *Comments on Merchants' Petition against Bank Charter Act*, op. cit., p. 302—3)。しかしながら現実の問題としては「制限外発行」の必要な貨幣恐慌の存在を認め、「制限外発行」の行なわれてもよい時点についても言及するところきわめて含みのある態度を示している。ただしそのような貨幣恐慌は単なる「逼迫」——その作用が「有益かつ健全」であると規定されたもの——と區別されて「極度のパンニック」——「いかなる原理にもしたがわず」「あらかじめ備えをしておくことが不可能な」それぞれが独特の性格 (peculiar character) をもったものと呼ばれ、そのことに応じてそれに対処する「制限外発行」も、原理にしたがって行なわれうるものではなく、その必要に応じてその「政府の一時的な干渉」としてのみ行なわるべきものと主張されている (Cf. *Evidence on Commercial Distress in 1848*, Q. 1514, p. 546, Q. 5152, p. 607)。この主張するところによれば、彼は前述の基本原則との矛盾を避けようとしているのである。ところでこの問題について注意されるべき点をつけ加えるとすれば、オウバーストーンが「制限外発行」の行使の時点を、金流入、あるいはそれに先立つ為替のイギリスにとっての不利から有利への転換の後に限定していることである (Cf. op. cit., Q. 1514, p. 547, Q. 5156, p. 608)。ここには銀行家としてのオウバーストーンの現実感覚があらわれている。さきに注(7)で指摘した金の国外流出と国内流出の區別とあわせ考察すれば、「制限外発行」——それを可能にする銀行条例停止のための免責法 (Indemnity Act)——の現実的效果は現実には十分評価され、ある程度その必要を予想されていたと言える。

これまで述べてきたことから次のように言えよう。

オウバーストーンは、イングランド銀行の金屬準備、同銀行券の兌換性維持を、通貨統制の目的として掲げる。この主張は現実的には国内信用制度におけるイングランド銀行の独自の地位、同銀行券の「現金」化を基盤とし、イギリスを中心として形成された近代的世界市場での国際的信用連関——国際的信用制度——の展開を考慮に入れ、そのなかでのイギリス貨幣、信用制度の安定性確保のためには兌換性にたいする信頼の維持が基本的要件であることを現実感覚により把握していることを示すものであった。彼の理論は、この目的の正当性を論証し、イングランド銀行の独自の地位に由

来する国内貨幣恐慌対策の意義を政策論的には否定し、さきの目的の優先性を支持する役割を果していると言えよう。

オウバアストーンの理論に一致している一八四四年の銀行条例のもとでの通貨統制は、一方において国内貨幣恐慌を激化しながら、その結果、金属準備の維持の目的を果す。オウバアストーンをはじめとする通貨主義が信用制度の理論的把握においては銀行主義にはるかに劣つたものでありながら、銀行条例の実現というかたちで一応勝利者の位置に立ちえたのはまさにその点に現実的根拠があったと言えよう。銀行条例の実施以後、世界的な産金増大という制度外的な要因も大きく貢献したことは否定できないが、金属準備の維持、兌換性にたいする信頼は再び問題とされることはなく、論点は銀行条例の設定した制度の枠のなかで、金属準備、兌換性維持のための通貨統制——信用統制——による国内への逼迫を緩和する方策に集中されてくる。発券部の金属準備ではなく銀行部の準備金の国内信用の上部構造に比しての狭小性に焦点が合わされてくる。オウバアストーンにおける銀行準備金にたいする全くの無関心や、銀行部の一般預金銀行と同様な自由競争原則の遵守を推奨することの誤りが、その原則への依拠の結果としての国内貨幣恐慌のより一層の激化という事実によって立証され、認識されてくるのである。だがこの点の解明は、銀行条例以後のイングラッド銀行の行動および銀行信用統制——単に発券——通貨統制ではない——の技術的方法としての利子率政策の発展などとの関連によつてはじめて明らかにされうるのであろう。またそのためには、銀行部準備金と国内信用の上部構造との関連、前者の相対的狭小性、利子率政策の効果などを中心問題として議論を集中しているところのこれ以後の著作の考察も必要かと思われる。これらについてはさらに他日を期さなければならぬ。

(13)

オウバアストーンの預金業務についての自由競争原則、そのイングラッド銀行銀行部への適用は、発券のみに銀行の「眞実資本」を上廻る追加的資本の創造能力を認め、預金業務にはそれを否定する見解にもとづくものである（前掲拙稿第

四節参照)。だがその原則は銀行条例のもとで、その実施の当初——少なくとも一八四七年恐慌まで——実行される。銀行部は、いまだ濃厚に残存しているイングランド銀行の私的企業体としての性格に強要され、平常時——一八四五年は全くそうであった——にその割引収益の減少を阻止するため、従来の慣例を破って積極的にその割引率を引下げ、市中預金銀行と競争して割引市場に介入する。その結果は一八四七年の恐慌時における「現金」需要を充足せしめえず、国内貨幣恐慌を激化せしめたことであった (Cf., J. W. Gilbert, *op. cit.*, p. 370, J. Clapham, *op. cit.*, pp. 190—5)。

(14) 前注で触れたような割引率の変更は、利子率変更の効果を認識させ、それが銀行政策の重要な用具となる。したがってその信用統制手段としての確立は一八四七年の恐慌を経て五〇年代に達してからのことである。それは銀行部への自由競争原則の適用が与えた予期せざる効果であったと言えよう (Vgl., P. Aretz, *a. a. O.*, S. 270)。